

協会員 兼 施設賠償補償保険 入会申込書

B E A 協会員、施設賠償補償保険に入会を申し込みます。別紙の※(個人情報保護方針)に目を通し同意した上で入会を申し込みます。

申 込 内 容			
申込日	平成 年 月 日	入会年度	平成 年度
氏名	漢字 印	会社名	
	ふりがな	店舗名	
登録住所	〒		
連絡先	TEL - -	FAX - -	携帯 - -
E-Mail	携帯 @docomo.ne.jp パソコン @ezweb.ne.jp @softbank.ne.jp @i.softbank.jp その他(

会員種別	<input type="checkbox"/> 法人会員	<input type="checkbox"/> 個人会員	<input type="checkbox"/> スクール会員
技術取得	平成 年 月頃	スクール名	
活動形態	店舗サロン ・ 自宅サロン ・ その他 ()		
活動場所	登録住所と同じ ・ 異なる場合の場所※異なるを選択の方は下記へご記入ください。 〒		
ホームページ	http://	予約電話	- -

入会費・年会費	※スクール会員の方は入会費・年会費共に無料です。 ※施設賠償保険なし		
	<input type="checkbox"/> 個人会員 (年会費 ¥0 月会費 ¥1,000) (税別) (一括払 ¥12,000) ※施設賠償保険自動加入		
	<input type="checkbox"/> 法人会員 (年会費 ¥0 月会費 ¥5,000) (税別) (毎月自動引き落とし) ※施設賠償保険自動加入		
会員証	(個人名、法人名又はサロン名にて記載ください。)		
支払方法	※口座振込 (月 日お振込済)		※口座引き落とし

ご入会の動機をお聞かせ下さい。

私は規約、ガイドラインに準じ、各サポート内容を確認した上で上記の内容にてお申し込み致します。

氏 名 _____ 印 _____

FAX でのご返送は
FAX:092-791-1242

郵送でのご返送は
一般社団法人ボディージュエリスト検定協会 管理部宛
〒810-0012 福岡県福岡市中央区白金 1-18-37 アトウリエ薬院 606
T E L : 092-791-1240

【入会規約】

以下のとおり、一般社団法人ボディージュエリスト協会（以下、「当協会」といいます。）の入会規約を定めます。協会員は、当規約の内容を遵守するものとします。

第1条 （協会理念）

協会員は、当協会の掲げる「協会理念」を理解し、賛同します。

第2条 （ガイドラインの遵守）

（1）協会員は、ボディージュエリーに関する営業活動において、当協会の定める「ボディージュエリー施術に関するガイドライン」をはじめ、当協会の各種ガイドラインを守るものとします。

（2）協会員は、当協会の運営に関し、本部又は支部が取り決めた事項を遵守するものとします。

第3条 （トラブルの報告の義務）

協会員は、ボディージュエリーの施術（以下、「施術」といいます。）に関するトラブルや事故があった場合は、情報のため、必ず直ちに当協会まで報告するものとします。

第4条 （会員情報の変更）

協会員は、住所、氏名や連絡先など会員情報に変更があれば、速やかに当協会に連絡するものとします。

第5条 （協会員）

（1）協会員の種類は、①スクール会員、②個人会員及び③法人会員の3つとします。

（2）当協会は、入会の申込みがあった場合、入会審査を行います。当協会が協会員として不適当と判断した申込者については、理由を告げることなく、入会をお断りすることがあります。

第6条 （スクール会員）

（1）入会希望者がスクール会員に申し込むためには、ボディージュエリストの資格取得のための講座を受講し、資格を取得した方でなければなりません。

（2）前項の資格が、当協会以外の団体が発行する資格である場合、申込者は、当協会が別途実施する審査に合格する必要があります。

第7条 (個人会員)

(1) 入会希望者が個人会員に申し込むためには、ボディージュエリストの資格取得のための講座を受講し、資格を取得した方でなければなりません。

(2) 前項の資格が、当協会以外の団体が発行する資格である場合、申込者は、当協会が別途実施する技術審査に合格する必要があります。

(3) 自己のサロンを開業している方、サロンに勤務している方、又はサロン開業準備中の方でなければ、個人会員となることはできません。

第8条 (法人会員)

(1) 入会希望者が法人会員に申し込むためには、ボディージュエリストの資格取得のための講座を受講し、資格を取得した方でなければなりません。

(2) 前項の資格が、当協会以外の団体が発行する資格である場合、申込者は、当協会が別途実施する技術審査に合格する必要があります。

(3) 自己のサロンを開業していない方は、法人会員となることはできません。

第9条 (会費)

(1) 協会員が当協会に対し支払う会費は、以下のとおりとします。

スクール会員	月会費	無料
	年会費	無料。
個人会員	月会費	無料。
	年会費	1万2000円(税別)。 *支払方法は、一括前払い制とします。
法人会員	月会費	5000円(税別)。 *支払方法は、預貯金口座からの毎月の自動引落としとします。
	年会費	無料。

(2) 協会員が中途退会した場合であっても、支払済みの会費の返金はいたしません。

第10条 (テキスト等の取扱い)

(1) 当協会は、協会員に対し、以下に列挙するテキストや資料（以下、「テキスト等」といいます。）を貸与します。

- ・ ボディージュエリーの施術のテキスト
- ・ ボディージュエリーのサンプル画像を記録した媒体（CD-ROM等）

(2) 協会員は、協会から貸与されたテキスト等を厳重に管理するものとし、第三者に対し、譲渡、贈与、貸与等の処分をしてはなりません。

(3) テキスト等の著作権は、当協会に帰属します。協会員は、当協会の事前の書面による同意がない限り、テキスト等を複製し、又はテキスト等をインターネット等を通じて配信してはなりません。

第11条 (公認商材)

協会員は、施術にあたり当協会が公認する商材（以下、「公認商材」といいます。）を使用することが推奨されます。公認商材以外の商材を使用した施術は、当協会の協会員としての施術とは見なされないものとし、施術により第三者との間で生じたトラブルについて、当協会は一切関知せず、また、一切の責任を負わないものとしします。

第12条 (会員期間)

(1) 申込者が当協会の会員となる期間は、当協会が定める入会日から1年間とします。

(2) 前項に定める期間中に、いずれの当事者からも別段の意思表示がない場合、当該期間は同一の条件により満1年間、自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。

第13条 (退会事由)

(1) 協会員は、いつでも当協会を退会することができます。

(2) 協会員が以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当協会は、協会員を退会させることができるものとしします。

① 当規約又は当協会が定めるガイドラインに違反し、当協会が改善を求めてから1週間経過後も違反状態が解消されないとき。

② 会費を滞納し、その状態が満2ヶ月以上継続したとき。

③ 当協会の協会員としての活動の内外を問わず、違法行為、不正行為、公序良俗に違反する行為及びその他これに準ずる行為等、当協会の協会員として相応しくない行為に及んだとき。

第14条（退会の場合の措置）

（1）協会員が当協会を退会する場合は、退会手続に関する当協会の指示に従うものとします。

（2）協会員は、未払いの会費がある場合は、退会日までに滞納額の全額を支払わなければなりません。協会員は、退会後も当協会に対する残債務がある場合、残債務及びこれに対する退会の日から翌日から支払済みまで年10%の割合による遅延損害金を当協会に支払うものとします。

（3）協会員が当協会を退会する場合は、退会日までに、以下の物品を当協会に返却するものとします。送料は、協会員に負担して頂きます。

①当協会から貸与したテキスト等。

②会員証。

第15条（地位の譲渡等）

（1）協会員は、当協会の書面による事前の承諾なく、当協会の協会員としての地位又は本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

（2）当協会は、本規約にかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本規約に基づく権利及び義務並びに協会員に関する情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、協会員は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとみなします。

第16条（本規約の変更）

当協会は、本規約を変更することができます。当社は、本規約を変更した場合は、個別連絡又はホームページ上に告知する方法で当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、当協会の定める期間内に協会員が退会手続をとらなかった場合には、協会員は、本規約の変更同意したものとみなします。

【2014年11月5日制定】

ボディージュエリー施術に関するガイドライン

第一条 運営について

- 1.アフターケアに関する説明は、ボディージュエリーの施術（以下、「施術」という。）の前におこなう。
- 2.毎回施術前に皮膚アレルギーの有無を確認し、施術前に必ずパッチテストを行なう。2回目以降の施術となるお客様に対しても、アレルギー確認・パッチテストの実施を徹底する。

第二条 サロンの設備について

- 1.施術時、手元が十分に見えるよう明るい環境にする。
- 2.施術者が安定した座位にて施術を行なえる環境にする。
- 3.施術中に限らず、営業中は常時換気を行なう。
- 4.営業所内に随時使用できる手洗い設備と消毒スペースを設置する。

第三条 安全対策について

- 1.施術はクライアントが着座又は、うつぶせ等の状態でおこなう。
- 2.使用するものにアレルギーがある場合は施術をしない。
- 3.施術中にクライアントの健康状態に変化があった場合は、直ちに施術を中止する。
- 4.グルー使用中は、火気のあるものは避けるように施術をおこなう。
- 5.グルー使用中は、お子様の手が届かない場所に配置し施術をおこなう。

第四条 衛生管理について

- 1.施術前後は、消毒液で手首までしっかり衛生手洗いをおこなう。
- 2.施術前後は、使用する道具一式全てに対して消毒をおこなう。
- 2.お客様に使用するコットン・綿棒・スティック等は使い捨てにする。

その他の会員についても、上記の内容に準じ施術・接客を行なうものとする。

一般社団法人ボディージュエリスト検定協会

【2014年11月 5日制定】

11月5日【個人情報保護方針】

一般社団法人ボディージュエリスト検定協会(以下、「当協会」と記します。)は、当協会が業務上取得・使用するご利用者の個人情報について、ご利用者の人格尊重を基本とし、個人情報を適切に取り扱うことを理念とし、個人情報の保護をいっそう強化して当協会の事業理念にふさわしい自主的なルールと体制を整え、ご利用者様への安心・安全・信頼のサービスをご提供していくため、本個人情報保護方針を定めます。

当協会は、当方針並びに当方針に基づいて策定した個人情報保護の施策を、全てのスタッフが遵守することにより、ご利用者様に安心して当協会のサービスをご利用頂きたいと考えております。

1. 個人情報の管理

当協会は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため不正アクセス対策など適当な情報セキュリティ対策のための施策を講じます。

2. 個人情報の取得

当協会は、個人情報の入手にあたり、利用目的を明確にし、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法により入手することは致しません。

3. 個人情報の利用目的

当協会がご利用者様から取得した個人情報は、以下の利用目的のために利用します。

- ①当協会のホームページや印刷物上で、当協会の活動内容を広報するため。
- ②当協会の活動に関する各種ご案内、お問合せ等の対応のため。
- ③ご利用者様の登録・管理、会費・受講料のご請求等、当協会の業務運営のため。
- ④当協会の規約に違反する行為への対応のため。
- ⑤規約の変更など、当協会から重要なお知らせを通知するため。
- ⑥上記の利用目的に付随する利用目的のため。

4. 個人情報の開示等

当協会は、ご利用者様から個人情報についての開示、訂正、利用停止、消去等の請求がなされた場合には、個人情報の保護に関するその他の法令に従い誠実に対応します。ただし、個人情報の保護に関する法律その他の法令により、当社が開示、訂正、利用停止、消去等の義務を負わない場合は、この限りではありません。

5. 個人情報の提供

当協会は、ご利用者の個人情報については、個人情報保護法その他の法令に基づき開示が認められる場合を除くほか、あらかじめご利用者の同意を得ないで、第三者に提供しません。但し、次に掲げる場合は、この限りではありません。

- ①当協会が個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合。
- ②事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。
- ③当協会で使用する商材の提供元(株式会社 Crazy Carats、福岡市中央区白金 1-18-37 アトゥウリエ薬院 606) と個人情報を共同利用する場合。

6. 個人情報保護方針の変更手続

当協会の事業内容の変化、及び、事業を取り巻く法令、社会環境、IT 環境の変化等に対応して、個人情報保護マネジメントシステムを継続的に見直し、改善するよう努めます。

当協会は、ご利用者の個人情報の取扱いに関する運用状況を適宜見直し、必要に応じて、本方針を変更することがあります。本方針を変更した場合は、当協会のホームページ(<http://bea-bodyjewelry.or.jp/>)又は電子メールによってご利用者様にお知らせいたします。

7. お問い合わせ窓口

当協会が保有する個人情報に関するお問い合わせや苦情は、下記の窓口までお願い致します。

〒810-0012

福岡市中央区白金 1-18-37 アトゥウリエ薬院 606

一般社団法人ボディージュエリスト検定協会

個人情報保護管理者 池田 政次

TEL : 092-791-1240(11時～19時 日曜定休)

E-Mail : info@bea-bodyjewelry.or.jp

2014年11月5日制定

一般社団法人ボディージュエリスト検定協会

代表 梶島 里枝